

○姫路市建築審査会条例

昭和46年4月1日

条例第5号

改正 昭和46年10月1日条例第30号

平成28年3月25日条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第83条の規定に基づき、姫路市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織及び議事その他審査会に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員7人をもつて組織する。

(委員の任期)

第2条の2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(会議)

第3条 審査会は、会長が招集し、会議の議長となる。

第4条 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見又は説明の聴取)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第6条 審査会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、委員会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、都市局において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 最初に招集される審査会は、第3条の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 3 [略]

附 則（昭和46年10月1日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日条例第28号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。